

協議 1 号

長野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する局達（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	教育次長の専決事項の範囲を見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 教育次長の専決事項から次に掲げる事項を除く（第4条関係）。 ア 教育委員会事務局及び教育機関の会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の任免その他の進退に関する事 イ 会計年度任用職員等の療養休暇、特別休暇（産前休暇、産後休暇、結婚休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇及び通信教育による面接授業への出席に伴う休暇に限る。）、介護休暇、介護時間、看護休暇及び育児休業（部分休業を含む。）並びに欠勤に関する事 (2) その他条文を整備する。
3 施行期日	令和5年10月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 9月 4日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 9月 5日

長野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する局達（案）

長野市教育委員会事務局処務規程（昭和41年長野市教育委員会局達第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「職員」の次に「（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）」を加え、「定めるもの」を「定めるものを」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この局達は、令和5年10月1日から施行する。

長野市教育委員会事務局処務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市教育委員会事務局処務規程 昭和41年10月16日長野市教育委員会局達第1号 (教育次長の専決事項)</p> <p>第4条 教育次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)</u>・<u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 主幹以下職員(<u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。</u>)の療養休暇(教育委員会が別に<u>定めるものを除く。</u>)、特別休暇(産前休暇、産後休暇、結婚休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇及び通信教育による面接授業への出席に伴う休暇に限る。)、介護休暇、介護時間、看護休暇及び育児休業(部分休業(報告に係るものを除く。))を含む。)並びに欠勤に関する事。</p> <p><u>(4)～(11)</u> 略</p>	<p>○長野市教育委員会事務局処務規程 昭和41年10月16日長野市教育委員会局達第1号 (教育次長の専決事項)</p> <p>第4条 教育次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 事務局及び教育機関の職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限る。)</u>の任免その他の進退に関する事。</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 主幹以下職員の療養休暇(教育委員会が別に<u>定めるものを除く。</u>)、特別休暇(産前休暇、産後休暇、結婚休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇及び通信教育による面接授業への出席に伴う休暇に限る。)、介護休暇、介護時間、看護休暇及び育児休業(部分休業(報告に係るものを除く。))を含む。)並びに欠勤に関する事。</p> <p><u>(5)～(12)</u> 略</p>